

様式第 1 号 (第 5 条関係)

射水市手話通訳者等派遣申請書

年 月 日

射水市長

申請者 住 所
氏 名
F A X

次のとおり手話通訳者・要約筆記者の派遣を依頼します。

日 時	月 日	午前 午後	時 分	～	午前 午後	時 分
用 件						
派 遣 場 所	行 き 先					
	所 在 地					
	待ち合わせ 場 所					
	待ち合わせ 時 刻					
備 考						

○依頼書の提出は、派遣希望日の 1 週間前までにお願いします。

○FAX で依頼書を提出する場合の FAX 番号は、5 1 - 6 6 5 8 (市社会福祉課)
又は 0 7 6 (4 4 1) 7 3 0 5 (富山県聴覚障害者協会) です。

手話通訳を気軽に依頼して下さい

社会福祉法人富山県聴覚障害者協会（以後「協会」）は、県・各市町村（富山市を除く）から委託を受けて、手話通訳設置事業と手話通訳者派遣事業を実施し、手話通訳の依頼受付、手話通訳者の派遣、手話通訳活動を行っています。

依頼できるのは

手話通訳を依頼できるのは、県内の聴覚障害者、または身体障害者団体、関係公的機関等です。（但し、富山市の方は富山市ろうあ福祉協会・手話通訳派遣センターに依頼してください。）

県内のろうあ者、難聴者、中途失聴者は誰でも依頼できます。また、聴覚障害者に関わる健聴者、団体・公的機関の依頼・斡旋も受け付けます。

依頼の方法は

手話通訳の依頼は、できるだけ早く富山県聴覚障害者センター（以下「センター」という）に申し込んで下さい。手話通訳の依頼を受けてから、誰が通訳するか、何人で担当するかなどのコーディネート（連絡・調整）の時間が必要です。手話通訳を派遣して欲しい日時が分かった時にすぐ依頼してください。遅くとも一週間前をめぐにお願いします。依頼はどんなに早くても構いません。

手話通訳の依頼は富山県聴覚障害者センターへ

ファクス 076-441-7305

電話の場合は076-441-7331

〒930-0806 富山市木場町2-21

社会福祉法人富山県聴覚障害者協会

※手話通訳を派遣して欲しい日時が分かった時にすぐ依頼してください。遅くとも一週間前をめぐにお願いします。依頼はどんなに早くても構いません。

※やむを得ない事情で日時の決まるのが遅かった場合や、急病、事故等の緊急の場合は

派遣される手話通訳者について

派遣される手話通訳者は、下表の②「手話通訳者」資格、及び③「手話通訳士」資格を有する人たちです。

平成20年3月31日現在、①手話通訳士及び②手話通訳者は57名が「協会」に登録されています。

①手話通訳士	参議院比例選挙の政見放送の手話通訳は手話通訳士に限定されているなど、司法、警察、テレビでの通訳等、高度な専門分野での手話通訳を担えるレベル。 社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターの手話通訳技能認定試験（厚生労働大臣認可）に合格した人たちです。 県内では9名が認定されています。
②手話通訳者	地域において、聴覚障害者との交流を重ねつつ、医療、教育、労働、生活等の場面や大会、講座、会議等の分野で手話通訳を行うレベル。 県手話通訳者養成講習会の基本課程・応用課程・実践課程を修了し、社会福祉法人全国手話研修センターの手話通訳者統一試験に合格した人たちです。 県内では57名が手話通訳者として登録されています。
③手話奉仕員養成講習会修了者	聴覚障害者と手話で日常会話ができるレベル 県、及び各市町で入門課程、基礎課程の講習会を修了した人たちです。手話通訳の講習は受けていませんので基本的に手話通訳はできません。手話通訳者養成事業の各課程を受講経験のある方の範囲でボランティアとして派遣することはあります。

いつでも依頼してください。

※ファクス、電話、直接、どの方法でも受け付けます。ファクスの場合は、「手話通訳依頼ファクスの書き方」のページを参考にしてください。「センター」のファクスは24時間自動受信できますので、夜間でもファクス受信できます。いつでもファクスをご利用下さい。

手話通訳は無料です

手話通訳にかかる謝礼、交通費は原則として無料です。

ただし、政治・宗教関係、商売を目的にするものなど、内容によっては、派遣できないこともあります。この場合は有料にて手話通訳者の斡旋ができることもありますので、ご相談下さい。

また、団体・機関・企業においては、原則として謝礼・交通費を負担して頂きます。くわしくは「センター」までお問い合わせ下さい。

手話通訳者は個人の秘密を守ります

手話通訳者は、依頼された人の秘密・プライバシーを守ります。手話通訳によって知り得たことを他へもらすようなことはありません。

要約筆記の派遣もできます

要約筆記とは、手話の分からない難聴者や中途失聴者のための文字による通訳（情報保障）です。OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使って話を要約筆記しスクリーンに映し出す方法と、聴覚障害者の隣に座りノートに要約筆記する方法があります。イベント、講演会などの行事では、手話通訳と要約筆記の二つを同時に依頼することもできます。

個人の依頼も受け付けます

普通、要約筆記と言えば、3人～4人でチームをつくり、OHP（オーバーヘッドプロジェクター）を使って行いますが、そのため、手話通訳とは違って個人としての依頼は難しいと思う人が多いと思います。

しかし、個人からの依頼も派遣できます。個人からの依頼の場合は、OHPを使わないで、隣に座りノートに要約筆記する方法（ノートテークといいます）で行います。気軽に依頼して下さい。

依頼の方法は

依頼の方法については、手話通訳の依頼の方法と同じです。

ただし、3人～4人のチームで要約筆記する場合は、誰が担当するかコーディネート（連絡・調整）に時間がかかりますので、できるだけ早く「センター」までファクスまたは電話で申し込んで下さい。

要約筆記は無料です

要約筆記にかかる謝礼、交通費は原則として無料です。

ただし、政治・宗教関係、商売を目的にするものなど、内容によっては、派遣できないこともあります。この場合は有料にて要約筆記者の斡旋ができることもありますので、ご相談下さい。

また、団体・機関・企業においては、原則として謝礼・交通費を負担して頂きます。くわしくは「協会」までお問い合わせ下さい。